

その他の繊維工業におけるその他の一般動力機械を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	10～11	機械に異常があり、ラインを停止しようとした際に、3号カード立ち上がりのフレームに頭を強打し、縫合が必要なケガが発生した。	27～29	10
1	15～16	会社内において製綿作業中、カード機についた綿ゴミを取ろうとした際、右手示指の先端をカード機のブイベルトに挟まれ負傷した。	68～29	10
1	8～9	機械を止めロープ製造機に油を注ごうとしたが、油の注ぎ口が下を向いていたので手袋をしたまま注ぎ口を上に向けようとした際、止めたと思っていたが完全に切れていなかったのか、機械が動いた瞬間に手袋が巻き込まれ負傷した。	33～29	10
2	11～12	集塵機を調査中に事故が発生した。依頼により集塵機の風の流れを調査した。ライン停止時に一時的に運転させた集塵機の、換気扇の一基に手を近づけた際、左手人指し指及び親指を吸い込まれた。	41～9	1
2	15～16	工場内にある織機内の本体と送り出しの間に、しゃがんだ体勢で後向きに入り、通常では行わない方法で糸を繋ぐ作業をしていた時、動いているシャフトに右そでがからまって、右腕を負傷した。（運転中の機械）	63～9	1
2	10～11	工場内裁断場にて、延反台上に積み重ねたニット生地を裁断する際、裁断機のスイッチをオフにしてストップ状態を確認、及びカッター前部の保護バーを下げる（裁断中は保護バーは上げてある）この動作をせずに別の動作をしようとしたものと思われる。カッターに触れて負傷した瞬間の出来事は、直後に当人に確認したが、明確な返答がなかった為不透明ではあるが、この作業は裁断機の後方から右手	44～29	10

		で操作するものであり、右手のしかも親指がカッターの前に来る事は考えにくいものである。		
6	8~9	第一工場内において、機械（スーパーカッター）で材料の裁断を行っていたところ、材料の一部がローラーに貼りついてしまい、それを除去する為に手を入れたところ、機械の電源を落としていなかったため刃が下りて来て、左手の指3本（中指、薬指、小指）を切断してしまった。原因としては、安全カバー及びセンサーが取り付けられていなかった事、機械の電源を落とさずに機械の確認をしてしまった事が考えられる。	33	10 ~ 29
7	14~ 15	作業場でウエスの原料であるももひきを切ろうとして、一度で切れなかったのでもう一度裁断機にのせて切ろうとしたところ、引っ掛かり、指を切ってしまった。	51	50 ~ 99
9	12~ 13	繊維機械（VF-OPENER）の残綿を除去する為、停止スイッチを押した、停止から10分経過したと思い扉から手を入れ残綿を除去しようとしたが、まだシリンダーが回転していた為、左手親指、人差し指、中指を損傷した。	49	50 ~ 99
11	17~ 18	当社構内において終業時近くの掃除準備のため構内を見回り中、反毛機の横で上体反転移動の際に、右手に着用していた皮手袋の中指、薬指先端の余り部分が、不注意に機械歯車に触れてしまい、咄嗟に引き抜こうとしたが巻き込まれ、歯車間で中指先端及び薬指上部を詰めてしまったものである。	20	1 ~ 9
12	13~14	ワッペン付ミシンを使用しワッペンをミシンで縫い付けていた時、ミシンの針が右手の人差し指に当たり、1~2針縫ってしまいケガをした。	36	30 ~ 49

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html